

平成 29 年 3 月

日本馬術連盟 公認競技会主催者
自由演技出場選手 各位

公益社団法人 日本馬術連盟
馬 場 馬 術 本 部

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は日本馬術連盟ならびに馬場馬術本部の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

自由演技を実施する選手の皆様には、昨年 JASRAC への申請ならびに日本レコード協会の調査にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

平成 29 年の楽曲使用に関する手続き等について、改めてお知らせします。

1. 費用負担について

すでに馬術情報等でご案内のとおり、平成 29 年度からは日本馬術連盟が一定額を日本レコード協会に支払うことで、選手は日本レコード協会加盟社の楽曲を自由に複製使用できることとなっています（馬術競技で選手が使用する場合は競技場内での曲の使用に限られますので、音楽付の競技映像をインターネットに流したりすることはできません）。

楽曲を使用する選手の皆様には、一律に年間 8,000 円の費用負担をお願いします（日本レコード協会の管理楽曲以外の曲を使用している場合は差し替えをお願いすることになります）。

費用負担の対象となるのは、1 月から 12 月の 1 年間で、日馬連の公認競技会、主催大会、国体、全日本学生大会において、1 回でも自由演技課目を実施した選手です（ただし、市販されている CD 曲を誰かに演奏してもらい、あるいはオリジナルの曲により製作した CD を使用する選手は対象外となります）。

2. 具体的手続き（《申請手続き資料》参照）

（1）出場する競技会のエントリー時に録音利用明細書（JASRAC、日本レコード協会共通）を競技会主催者に提出して下さい。オリジナル曲の場合も必ず提出して下さい。

未提出の場合はその競技会の成績は記録に残りませんのでご注意ください。

(2) 競技会開催時に、主催者に CD を提出してください。

(3) 競技会終了後、競技会主催者の方は成績とともに録音利用明細書を日馬連
に提出して下さい。日馬連はこれにより CD の使用状況を確認し、後日まとめて選手宛請求書を発行します。

(4) JASRAC へは、日馬連から録音利用明細書を提出し、一括して許諾番号を得ますので、選手からの手続き・支払いは不要となります。

※ 録音利用明細書は日馬連ホームページからダウンロードしてください。

ご面倒をおかけしますが、自由演技の円滑な実施のためにご協力をお願いします。

本件に関する日本馬術連盟のお問い合わせ先
公益社団法人 日本馬術連盟
業務部 荒井
TEL.03-3297-5614/FAX.03-3297-5617
E-mail: arai@equitation-japan.com